

○2023年10月～12月 説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある銘柄の議案

利益相反のおそれがある銘柄の議案については、原則議決権行使の基本方針に基づいて議決権行使を判断しておりますが、当基本方針にて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使の基本方針に基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄の議案

当四半期については、該当する議案はございません。

以上